

# 熊本県公報

第 1 1 1 4 3 号  
平成 16 年 7 月 9 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ "	( " ) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	( " ) 2
○道路の区域変更	(道路総務課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 3
○指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定	( " ) 3
○道路の区域変更	(道路総務課) 3
○ "	( " ) 4
○平成16年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領	(財政課) 4
○熊本県電子自治体共同利用センター等構築業務	(情報企画課) 36
<b>公 告</b>	
○肥料登録	(経営技術課) 36
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 36
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 37
○団体営土地改良事業施行の適否決定	(農村計画課) 37
○ "	( " ) 37
○土地改良区役員の氏名変更	( " ) 38
○土地改良区役員の退任及び就任	( " ) 38
○熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表	(土地資源対策課) 39
○クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定	(生活衛生課) 55
○多機能移動交番車に係る一般競争入札の内容変更	(管理調達課) 55
○熊本県電子自治体共同利用センター等構築業務	(情報企画課) 55
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県民文化祭推進委員会の開催	(文化企画課) 61
○平成16年4月20日から平成16年6月2日までの間に実施した監査の結果に関する報告	(監査委員事務局) 61
○財政的援助団体等の監査結果に基づく改善措置	( " ) 65
○平成14年度包括外部監査の結果に基づく改善措置	( " ) 67
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札参加資格等	(警察本部) 77
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札の実施	( " ) 77

## 告 示

### 熊本県告示第737号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成16年7月9日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町大字猿渡字五ツ谷 3932、3946、3964、3966
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字五ツ谷 3932・3946・3964・3966 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに矢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町大字葛原字村ノ上 593、616、617
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字村ノ上 593、616・617（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに矢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡錦町・あさぎり町（以上2市町村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年7月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	荒 尾 長 洲 線	荒尾市大字府本字石飛 1227番2地先から 荒尾市大字樺字裏毘沙門 779番1地先まで	前	5.7 ～ 37.0	1,257.0	旧道移管 (一部)
				14.5 ～ 68.0	1,018.0	
			後	14.5 ～ 63.0	1,018.0	
一般 県道	金 山 櫟 野 線	荒尾市大字府本字石飛 1179番1地先から 同 所 同 字 1224番1地先まで	前	8.0 ～ 16.5	142.0	単 幹 道
			後	10.0 ～ 38.0	160.0	

2 区域変更する期日 平成16年7月9日

**熊本県告示第741号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
下田内科クリニック第二居宅サービス通所介護事業所 熊本市鶴羽田町655	医療法人社団 下田会	平成16年7月1日

**熊本県告示第742号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
たしま友遊宛 菊池郡泗水町大字田島616番地1	社会福祉法人 久仙会	平成16年7月1日

**熊本県告示第743号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年7月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	445号	球磨郡五木村甲字田口 同所同字	前	4.5 ～ 5.4	75.0	迂回路 設置
			後	4.5 ～ 10.0		

2 区域変更する期日 平成16年7月9日

#### 熊本県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年7月9日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮谷義子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	熊本 空港線	熊本市御領一丁目 同所同字	前	7.53 ～ 7.75	67.0	24条 工事 (寄附)
			後	7.55 ～ 10.30		

2 区域変更する期日 平成16年7月9日

#### 熊本県告示第745号

平成16年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成16年6月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成16年7月9日

熊本県知事 潮谷義子

## 平成16年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,526,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ741,560,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

## （地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		135,332,229		135,332,229
	1 狩 猟 者 税 登 録 税	39,311	△ 39,311	
	2 入 猟 税	32,457	△ 32,457	
	3 狩 猟 税		71,768	71,768
2 分担金及び 負 担 金		3,184,974	5,839,660	9,024,634
	1 分 担 金	246,637	689,784	936,421
	2 負 担 金	2,938,337	5,149,876	8,088,213
3 使用料及び 手 数 料		13,068,609	186,587	13,255,196
	1 使 用 料	9,200,841	186,422	9,387,263
	2 手 数 料	3,867,768	165	3,867,933
4 国庫支出金		93,595,911	38,746,275	132,342,186
	1 国庫負担金	51,767,466	112,980	51,880,446
	2 国庫補助金	39,182,538	38,594,908	77,777,446
	3 国庫委託金	2,645,907	38,387	2,684,294